

大野城市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱

平成27年10月23日

要綱第30号

(目的)

第1条 この要綱は、使用されず、適正に管理されていない大野城市内の老朽危険空き家等を除却する工事（以下「除却工事」という。）を行う場合に、その経費の一部を補助することにより、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる環境及び良好な景観の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 居住の用に供する建築物（木造又は軽量鉄骨造りのものに限る。）及びこれに附属する工作物、立木等であって、市内に所在し、かつ、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

(2) 老朽危険空き家等 使用されず、適正に管理されていない空き家等であって、周辺の住環境等を悪化させているもののうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別に定める事前相談において行う老朽危険度判定（別表の老朽危険度判定基準に基づき行う判定をいう。）の結果、各評点の合計が100点以上の空き家等

イ 市長が特に除却の必要があると認める空き家等

(3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象者は、当該老朽危険空き家等の所有者及びその相続人とする。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 法人

(2) 補助金の交付を受ける目的で故意に当該空き家等を破損したと市長が認めた者

(3) 市税の滞納がある者

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(対象となる老朽危険空き家等)

第4条 補助金の交付対象となる老朽危険空き家等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者以外に所有権等の権利を有する者がいないこと。ただし、当該所有権等の権利を有する者から、補助金の交付を受けて当該老朽危険空き家等を除却することについて承諾を得ている場合を除く。

(2) この要綱以外の除却又は移転に係る補助及び補償等を受けず、又は受ける予定がないこと。

(除却工事)

第5条 除却工事は、解体事業者等に請け負わせて行わなければならない。

2 除却工事は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と契約し、行ってはならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、老朽危険空き家等の除却に要する経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書

(2) 除却工事の見積書又はその写し

(3) 位置図

(4) 現況写真

(5) 当該老朽危険空き家等に係る全部事項証明書又はその写し

(6) 補助金交付申請同意書（相続人の申請の場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する手続を第三者に代行させようとするときは、前項に掲げる書類のほか、補助金交付手続等代行届を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査の上、

補助金の交付の決定をしたときは補助金交付決定通知書により、補助金の不交付の決定をしたときはその理由を付して補助金不交付決定通知書により、その旨を当該交付申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 4 市長は、補助金の交付の決定をするときは、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができるものとする。
- 5 申請者は、第3項の規定による補助金の交付の決定後に除却工事に着手しなければならない。この場合において、申請者は、補助事業着手届を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第8条 前条（第5項後段を除く。）の規定は、補助金の申請内容の変更の手続について準用する。この場合において、同条第1項中「補助金交付申請書」とあるのは「補助金交付変更申請書」と、「実施計画書」とあるのは「変更計画書」と、同条第3項中「補助金交付決定通知書」とあるのは「補助金交付変更決定通知書」と読み替えるものとする。

（完了報告）

第9条 申請者は、除却工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定があった年度の2月の末日のいずれか早い日までに事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 請負工事契約書又はその写し
- (2) 除却工事を請け負った者が発行した請求書若しくは領収書又はその写し
- (3) 除却工事に係る写真（施工前及び施工後のもの。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条に規定する通知を受けた申請者は、補助金を請求するときは、指定の期日までに補助金交付請求書に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金の交付の請求があったときは、申請者に対し補助金を交付

するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の対象に該当しないことが判明したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付が適当でないとする事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定の後においても適用があるものとする。

4 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は、賠償の責めを負わないものとする。

(申請の取下げ)

第13条 申請者は、除却工事を中止し、又は廃止するときは、速やかに補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定により交付決定を取り消した場合についても適用があるものとする。

(返還)

第14条 申請者は、第12条第1項又は前条第2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、当該取消しに係る補助金を返還しなければならない。

(照会、検査等の実施)

第15条 市長は、補助金の交付に必要な範囲において、関係機関への照会及び補助事業の検査等を実施することができるものとする。

2 市長は、前項の照会、検査等の結果、必要があると認めるときは、申請者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。

(関係法令の遵守等)

第16条 申請者は、補助事業を実施するに当たり、関係法令を遵守するとともに、関

係機関と十分に協議を行い、その指示に従わなければならない。

(申請書等の様式)

第17条 申請書その他のこの要綱に規定する書類の様式については、市長が別に定める。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

別表（第2条関係）

老朽危険度判定基準

判定区分	評価項目	評価内容	評点
構造の一般 の程度	1 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が 玉石であるもの	10
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎が ないもの	20
	2 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
構造の腐朽 又は破損の 程度	3 基礎 土台 柱 はり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が 腐朽し、又は破損しているもの等小修理 を要するもの	25
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜 が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損 しているもの、土台又は柱の数か所に腐 朽又は破損があるもの等大修理を要す るもの	50
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損 又は変形が著しく崩壊の危険のあるも の	100
4 外壁 界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥 落、腐朽又は破損により、下地の露出し	15	

		ているもの	
		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	5 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50
防火上又は避難上の構造の程度	6 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10
		イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20
	7 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10
排水設備	8 雨水	雨樋がないもの	10